

平成28年6月20日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成27年(ワ)第464号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成28年4月25日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 伊 東 達 也

東京都千代田区外神田3丁目12番8号

被 告 シンキ株式会社

同代表者代表取締役 根 本 要

同訴訟代理人支配人 川 内 洋 二

主 文

1 被告は、原告に対し、376万1314円及びうち327万1347円に対する平成24年9月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求

主文同旨

#### 第2 事案の概要

##### 1 事案の要旨

(1) 原告は、貸金業者であるパルシティ株式会社（以下「パルシティ」という。）との間で継続的な金銭消費貸借取引を行い、パルシティから平成11年10月29日付で上記取引による債権を譲り受けた貸金業者である被告との間でも、同様に継続的な金銭消費貸借取引を行った。

(2) 本件は、原告が、パルシティとの取引に係る各弁済金のうち利息制限法（

平成 18 年法律第 115 号による改正前のもの。以下同じ。) 1 条 1 項所定の制限を超えて利息として支払った部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると、被告との最初の取引日である平成 11 年 1 月 1 日の時点においては借入金の元本が消滅しており、これをもとに、同日以降に被告に支払った各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると、最終取引日である平成 24 年 9 月 18 日の時点において 327 万 1347 円の過払金が発生していると主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づきその返還を求めるとともに、民法 704 条前段所定の法定利息として、上記日までに発生した 48 万 9967 円及び上記過払金元金に対する同月 19 日（最終取引日の翌日）から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による金員の支払を求める事案である。

2 前提事実（いずれも当事者間に争いがないか、証拠（甲 3）及び弁論の全趣旨により認められる。）

- (1) パルシティ及び被告は、いずれも貸金業法（平成 18 年法律第 115 号による改正前の法律の題名は「貸金業の規制等に関する法律」。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3 条所定の登録を受けた貸金業者である。
- (2) 原告は、パルシティとの間で継続的な金銭消費貸借取引を行ってきたところ、パルシティは、平成 11 年 10 月 29 日付けで上記取引による原告に対する債権を被告に譲渡し、その頃、原告に通知した。
- (3) 原告は、平成 11 年 1 月 1 日に 2 万 5000 円を弁済したのを最初として、以後、被告との間で継続的な金銭消費貸借取引を行い、平成 24 年 4 月 2 日に 2 万 9000 円を弁済し、同年 9 月 18 日、被告から 872 円の支払を受けた。
- (4) 上記（2）及び（3）の各取引に係る約定利率は、利息制限法 1 条 1 項所定の制限利率を超過し、パルシティ及び被告による制限超過部分の受領は、貸金業法 43 条 1 項の規定の適用要件を満たすものではなかった。

### 3 争点

- (1) 取引の経過
- (2) 適用すべき利率（期限の利益の喪失）
- (3) 冒頭残高を0円として充当の計算をすることの当否
- (4) 悪意の受益者

### 4 上記各争点に関する当事者の主張

- (1) 取引の経過

(原告の主張)

原告は、別紙「取引経過①」の「年月日」欄に記載された各日に、「借入金額」欄に記載された額の金員を被告から借り入れ、「弁済額」欄に記載された額の金員を被告に弁済した（被告との間で行った継続的な金銭消費貸借取引に係る最初の取引日は平成11年11月1日であり、最後の取引日は、原告が被告から872円の支払を受けた平成24年9月18日である。）。

(被告の主張)

原告の主張は争う。

別紙「取引経過①」の「年月日」欄には、平成11年、平成12年、平成15年、平成19年、平成20年及び平成23年の各12月31日の記載があるが、これら6日には取引がなかった。また、被告は、平成24年4月2日に原告から弁済を受けた2万9000円のうち約定元利金を超過して支払われた872円を「預かり金」として扱い、同年9月18日に原告に返還したものであるから、最終取引日は平成24年9月18日ではない。

- (2) 適用すべき利率（期限の利益の喪失）

(原告の主張)

本件において充当の計算をするに当たって適用されるべき利率は、別紙「取引経過①」の「利率」欄に記載されたとおり、すべて0.18である。

これと異なる旨をいう被告の後記主張は争う。

(被告の主張)

原告は、支払期日である平成12年1月4日に利息の支払を怠り、同日の経過をもって期限の利益を喪失した。したがって、期限の利益喪失の後は、利息制限法所定の遅延損害金利率である年36パーセント（平成11年法律第155号による改正前の利息制限法4条1項の範囲内の利率），更に平成12年6月23日からは年26.280パーセントで計算すべきである。

(3) 冒頭残高を0円として充当の計算をすることの当否

(原告の主張)

被告との最初の取引日である平成11年11月1日の時点には借入金の元本が消滅して過払金が発生していたから、本件で被告に支払った各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当するについては、当初貸付残高を0円として行うことが相当である。その理由は、次のとおりである。

ア 平成4年7月から平成7年4月まで

原告とパルシティとの取引は、平成4年に開始され、取引が開始された月は不明であるので、12か月の中央である7月と推定した。パルシティが平成11年7月22日付けで発行した領収書兼取引明細書（甲2。以下「本件明細書」という。）の記載によれば、「前回取引日」が平成11年7月2日金曜日であり、「前回不足金及び未収金」がないことから同日の取引は返済であると考えられ、「次回予定日」が同年8月3日火曜日であることから、約定の返済日を毎月3日と推定した。また、本件明細書の記載によれば、同年7月2日から同月22日までの20日間に、9357円の利息が発生しているので、利率は39.42パーセント（日歩10.8銭）となる（ $433207 \times 0.3942 \times 20 \div 365 = 9357$ ）。さらに、本件明細書によれば、50万円の債務額に対し毎月2万円の返済が行われていることから、10万円の債務額につき返済額を4000円と推計し、残債務額が10万円増えるごとに返済額を4000円ずつ加算した。原告の記憶に基づき、取引の開始から1年後に限度額が30万円に増額されたこととし、借入枠が空いて2万円を借りられるようになっ

た場合は、2万円を借り入れたものと推計した。

イ 平成7年5月から平成11年6月まで

原告は、パルシティからの借入が限度額一杯になったため、平成7年5月に株式会社マルフク（以下「マルフク」という。）からも借入をするようになった。このことから、同じ頃、パルシティからの借入の限度額が50万円に増額されたと推計した。借入額は、借入枠が空いて3万円を借りられるようになった場合は、3万円を借り入れたとした。平成11年7月2日の残債務額は43万3207円であるため、この残債務額に近い金額になるように、平成10年7月3日の借入額は2万4000円と推計した。

ウ 平成11年7月から同年10月まで

平成11年7月2日の残債務額は43万3207円であるところ、上記計算の結果、同日時点の残債務額が43万3644円（+437円）となることから、同日の返済額として437円を加算した。原告は、平成11年7月22日は6万6793円を借り入れ、残債務額は50万円である。本件明細書によれば同年8月3日に2万円を返済し、被告作成の取引履歴一覧（甲1、以下「本件取引履歴」という。）によれば、平成11年11月1日の前の取引における残債務額は49万1432円（計算式 48万2885円 + 8547円 = 49万1432円）である。本件取引履歴によれば、上記日の前の取引日は31日前の同年10月1日であり、受取利息は1万6453円である（49万1432円 × 0.3942 × 31 ÷ 365 = 1万6453円）。平成11年10月1日の返済額を2万円とし、同年9月3日の返済額を2万1000円として同月6日5000円を借り入れたと推計すると、本件取引履歴の開始時点の残債務額と一致する。

エ まとめ

以上の計算に基づき再現したものが別紙「取引経過②」であり、制限利率による引き直し計算をすると別紙「取引経過③」のとおり、平成11年

11月1日時点では、原告のパルシティに対する支払は過払いになっていたと推計される。また、平成7年5月に50万円の債務があり、この時点からの再現に基づく取引だけに限定しても、平成11年11月1日時点で原告のパルシティに対する支払は別紙「取引経過④」のとおり、過払いになっていたというべきである。

(原告の主張)

原告の主張は争う。

原告による推計に十分な根拠はなく、被告がパルシティから譲り受けた貸付金48万2885円の存在を前提にして充当の計算がされるべきである。

#### (4) 悪意の受益者について

(原告の主張)

貸金業者である被告は、利得が法律上の原因を欠くことを認識しており、民法704条の悪意の受益者であるから、不当利得額に年5分の法定利息を付して原告に返還しなければならない。

(被告の主張)

被告は、貸付けをし又は弁済を受ける都度、貸金業法に基づき原告に対しいわゆる17条書面及び18条書面を交付するなど、みなし弁済の適用を受けるための要件を具備していた。被告の主觀としては、原告に対して「悪意」で貸金の返還を請求し金銭を受領したことなどない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1（取引の経過）について

前記前提事実に加え、弁論の全趣旨を総合すれば、原告は、別紙「取引経過①」の「年月日」欄に記載された各日（ただし、平成11年12月31日、平成12年12月31日、平成15年12月31日、平成19年12月31日、平成20年12月31日及び平成23年12月31日は除く。以下同じ。）において、「借入金額」欄に記載された額の金員を被告から借り入れ、又は「弁済額」欄に記載された額の金員を被告に支払い、平成11年11月1日から平

成24年4月2日まで、基本契約に基づき、継続的な金銭消費貸借取引を行ったことが認められる。

なお、平成24年9月18日に被告から原告に対して支払われた872円は、被告が平成24年4月2日に原告から弁済を受けた2万9000円のうち約定元利金を超過して支払われたものを「預かり金」として扱い、同年9月18日に原告に返還したものに過ぎず、貸付とはいえない。したがって、原被告間の最終取引日は、平成24年4月2日であると認められる。

## 2 争点2（適用すべき利率（期限の利益の喪失））について

原告は、本件の充当計算において適用されるべき利率は、すべて利息制限法所定の0.18であると主張するのに対し、被告は、原告が支払期日である平成12年1月4日に利息の支払を怠ったことから、同日の経過をもって期限の利益を喪失したとして、期限の利益喪失の後は、利息制限法所定の遅延損害金利率である年3.6パーセント（平成12年6月22日まで）又は年26.280パーセント（同月23日から）で計算すべきであると主張する。

そこで判断するに、被告は、本件において、約定の支払期日であるとする平成12年1月4日に利息の支払を受けることがなかったものの、その後も、原告に対し、残元利金の一括支払を請求していないことが明らかであるのみならず、別紙「取引経過①」記載のとおり、原告から12年以上にわたり、貸付と弁済を繰り返す取引を継続しているというのである。これらの事情を考慮すると、被告は、原告に対し、平成12年1月4日の支払期日を経過したことによる期限の利益の喪失があったとしても、これを宥恕し、再度期限の利益を与えたものと認めるのが相当であり、これと異なる認定判断をすべき的確な主張立証は被告からされていない。

そうすると、本件の充当計算において利息制限法所定の遅延損害金利率が適用されるべき旨をいう被告の主張は、その前提を欠き理由がないというべきである。

## 3 争点3（冒頭残高を0円として充当の計算をすることの当否）について

(1) 前記前提事実に加え、証拠（甲2ないし5）及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の各事実を認めることができる。

ア　原告は、平成4年に勤務先をやめ、元の同僚が営む清掃会社の仕事を一人親方として手伝うこととして、「佐倉サービス」という屋号で清掃業を始めたところ、原告は、この開業の際に、パルシティの八千代台支店において借入をすることとした。

イ　原告は、以後、基本契約に基づきパルシティとの間で継続的に借入と返済を繰り返してきたところ、借入利率は、39.42パーセント（日歩10.8銭）を下回ることはなかった。当初の限度額は10万円であったが、その後限度額が30万円に上がり、さらに50万円になった。

ウ　ところが、原告のパルシティからの借入が限度額一杯になり、原告は、平成7年5月に他の貸金業者であるマルフクからも借入をするようになつた。原告のパルシティに対する平成11年7月2日の残債務額は43万3207円であり、この頃の毎月の約定返済額は月2万円であった。

(2) 以上の事実関係によると、原告がパルシティからの借入れが限度額一杯になったと記憶している平成7年5月に50万円の債務があったものとし、この時点から推定される取引だけに限定しても、被告との最初の取引日である平成11年11月1日の時点には借入金の元本が消滅して過払金が発生していたことが合理的に推認でき、この推認を覆すに足りる証拠はない。

被告は、原告による推計に十分な根拠はなく、被告がパルシティから譲り受けた貸付金48万2885円の存在を前提にして計算がされるべきであると主張するが、上記の認定判断を覆すに足りないというべきである。

(3) よって、本件で原告が被告に支払った各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当するについては、当初貸付残高を0円として行うことが相当である。

#### 4　争点4（悪意の受益者）について

貸金業者が制限利率を超える割合による利息を收受したが、その受領について貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項

の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定される（最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁）。

本件取引に係る約定利率が制限利率を超過し、本件取引における被告の制限超過部分の受領が貸金業法43条1項の規定の適用要件を満たすものでないことは、前記前提事実（第2の2(4)）のとおりである。貸金業者である被告は、原告に貸付けをし又は弁済を受ける都度、貸金業法に基づきいわゆる17条書面及び18条書面を交付するなど、みなし弁済の適用を受けるための要件を具備していた旨を主張するが、そのことを裏付ける的確な立証はなく、上記判決にいう「特段の事情」があることについて具体的な主張立証があるとはいえない。

よって、被告は、「悪意の受益者」に当たり、原告に対し、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生の時から同条前段所定の利息を支払うべき義務を負う。

## 5 小括

この取引を利息制限法所定の制限利率に引き直して充当計算をすると、別紙「取引経過①」の平成24年4月2日の「残元金」欄記載のとおり、原告には同日において327万1347円の過払金があることが認められる（なお、同別紙の「年月日」欄には、被告も指摘するとおり、取引のない平成11年、平成12年、平成15年、平成19年、平成20年及び平成23年の各12月31日の記載があるが、そのことが各日以降の充当計算において意味をもつことはない。）。

そして、前記認定のとおり、平成24年9月18日に被告は原告に対し、872円を預かり金として返還し、これは未払過払利息に充当されたと認めるのが相当であり、充当後の法定利息は別紙「取引経過①」の同日の「未払過払金

利息」欄記載の48万9967円となる（過払金の額は上記327万1347円のまま変わりがないから、利息との合計は376万1314円となる。）。

以上によれば、被告は、不当利得として過払金元金327万1347円を返還し、民法704条前段所定の法定利息として、平成24年9月18日までに発生した48万9967円及びその翌日である同月19日から支払済みまで上記過払金元金に対する民法所定の年5分の割合による金員を支払う義務を負う。

#### 第4 結論

以上の次第で、原告の本件請求は理由があるから認容することとして、主文のとおり判決する。

千葉地方裁判所佐倉支部

裁 判 官 小林愛子

これは正本である。

平成28年6月20日

(庁名) 千葉地方裁判所佐倉支部

裁判所書記官 白 土



平成28年11月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年第3648号 不当利得返還請求控訴事件

(原審 千葉地方裁判所佐倉支部平成27年(ワ)第464号)

平成28年9月26日口頭弁論終結

判 決

東京都千代田区外神田3丁目12番8号

控訴人 新生パーソナルローン株式会社

(旧商号 シンキ株式会社)

同代表者代表取締役 根本 要

同訴訟代理人支配人 柳谷 雅尚

被控訴人

同訴訟代理人弁護士 伊東 達也

主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

(前注) 略称は、原判決の例による。

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人が、貸金業者であるパルシティとの間で継続的な金銭消費貸借取引を行い、パルシティから同取引による債権を譲り受けた貸金業者である控訴人との間でも継続的な金銭消費貸借取引を行ったが、約定利息が利息制限法所定の制限利率を超過していたので、これを同法所定の利率で計算し、制限超過利息を

元本に充当すると過払金が発生しており、控訴人は、過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び法定利息の支払を求めた事案である。

2 原審は、被控訴人の請求を認容した。これに対し、控訴人が控訴した。

3 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の事実及び理由の第2の2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁1行目の「原告は」の次に「、控訴人との間で、毎月3日を支払日と約束しているところ」を加える。

(2) 原判決4頁5行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「 仮に上記主張が認められないとしても、少なくとも約定弁済日を経過した日数については、遅延損害金利率で計算されるべきである。」

(被控訴人の反論)

平成12年1月4日においては、被控訴人には払うべき債務はないから、期限の利益は喪失していない。」

(3) 原判決6頁6行目の「(原告の主張)」を「(控訴人の主張)」に改める。

(4) 原判決6頁8行目の「根拠はなく」の次に「、立証責任を果たしていないから」を加える。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求を認容するのが相当であると判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の事実及び理由の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決7頁8行目冒頭から26行目末尾までを削除する。

(2) 原判決7頁27行目の「3」を「2」に改める。

(3) 原判決8頁1行目の「5」を「6(枝番を含む。)」に改める。

(4) 原判決8頁19行目の「推認でき」の次に「(原判決別紙「取引経過④」)」

を加える。

(5) 原判決8頁24行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「 3 争点2（適用すべき利率（期限の利益の喪失））について  
上記のとおり、被控訴人が控訴人と取引を開始した平成11年11月1日には既に過払金が生じており、控訴人が期限の利益を喪失したと主張する平成12年1月5日には、被控訴人には支払うべき債務はないから、同日以降、少なくとも期限の利益喪失後次の支払日までは遅延損害金利率で計算すべきである旨の控訴人の主張は採用できない。」

2 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 山 俊 雄

裁判官 斎 藤 清 文

裁判官 鈴 木 順 子

これは正本である。

平成28年11月9日

東京高等裁判所第20民事部

裁判所書記官 齋藤光貴

